

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会検討結果

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第1回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1)用語の意義	<p>【例示】</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。</p> <p>(2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。</p> <p>(3) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。</p> <p>(4) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいう。</p> <p>【基本構想原案】 使用する用語のうち、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な「市民」、「市」、「参画」及び「協働」を定義する。</p> <p>【基本構想案】 使用する用語のうち、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な「市民」、「市」、「参画」及び「協働」を定義する。</p>
(2)目的	<p>【例示】</p> <p>この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。</p> <p>【基本構想原案】 自治に関する基本的な事項を定め、仕組みを体系化する。 自立した地域社会を創造する。</p> <p>【基本構想案】 自治に関する基本的な事項を定め、仕組みを体系化する。 自立した地域社会を創造する。</p>
(3)最高規範性・位置づけ	<p>【例示】</p> <p>この条例は、生駒市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 生駒市における最高規範であることを規定し、この趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この趣旨を尊重することを規定する。</p> <p>【基本構想案】 生駒市における最高規範であることを規定し、市は、この趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この趣旨を尊重すべきことを規定する。</p>

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第2回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1) 条例の見直し	<p>【例示】 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が生駒市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p> <p>【基本構想原案】 時代経過による条例の形骸化を防止し、市民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、また、本条例の機能が期待されたとおり作用しているかどうか検証するため、定期的に条例を見直す旨を規定する。</p> <p>【基本構想案】 時代経過による条例の形骸化を防止し、市民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、また、本条例の機能が期待されたとおり作用しているかどうか検証するため、<u>市民の意見を聴取するとともに、これを反映させながら定期的に条例を見直すこと</u>を規定する。</p>
(2) 情報共有・公開	<p>【例示】 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供しなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 参画と協働によるまちづくりの前提として、市民と市のそれぞれが持つ情報を共有財産として相互に活用するための情報共有に関する規定並びに開かれた自治体として市の保有する情報を積極的に公開及び提供することを規定する。</p> <p>【基本構想案】 参画と協働によるまちづくりの前提として、市民と市のそれぞれが持つ情報を共有財産として相互に活用するための情報共有に関する規定並びに開かれた自治体として市の保有する情報を積極的に公開及び提供すべきことを規定する。</p>
(3) 情報共有制度	<p>【例示】 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制を整備するとともに、情報を適正に収集、保存しなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 まちづくりに関する情報は、<u>その時々</u>の社会情勢や経済情勢に応じて積極的に収集するばかりでなく、いつでも提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理保存することを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市は、まちづくりに関する情報を積極的に収集するばかりでなく、いつでも提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理保存すべきことを規定する。</p>

検討項目	例示及び基本構想案
(4)情報への権利	<p>【例示】 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。</p> <p>【基本構想原案】 市民は、情報を受ける権利、自ら取得する権利を有する旨を規定する。</p> <p>【基本構想案】 市民は、情報を受ける権利、自ら取得する権利を有することを規定する。</p>

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第3回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1)意思決定の明確化	<p>【例示】 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにすることにより、市の仕事の内容が市民に理解されるよう努めなければならないことを規定する。</p>
(2)情報収集・管理	<p>【例示】 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その有する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 市は、市政運営に必要な先進情報を常に収集すべきこと及び保有する情報を適正に管理しなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市は、市政運営に必要な情報を常に収集すべきこと及び保有する情報を適正に管理しなければならないことを規定する。</p>
(3)個人情報保護	<p>【例示】 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならないことを規定する。</p>
(4)広聴応答義務	<p>【例示】 市は、市民からの行政に関する意見、要望及び苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、整理、保存に努めるものとする。</p> <p>【基本構想原案】 市は、市民からの意見、要望及び苦情等に誠実に対応するとともに、その記録の作成、整理、保存に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市は、市民からの意見、要望及び苦情等に誠実に対応するとともに、その記録の作成、整理、保存に努めなければならないことを規定する。</p>

検討項目	例示及び基本構想案
(5) 広聴対応機関	<p>【例示】 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならないことを規定する。</p>

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第4回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1)財政状況の公表	<p>【例示】 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付して分かりやすく公表しなければならないことを規定する。</p>

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第5回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1)前文	<p>【基本構想原案】 市の特徴（地理的条件、歴史、自然、風土、文化、産業、教育、暮らし、都市形態等） 目指すべき市民自治の都市像 そのために必要となる諸要素（キーワードとなるまちづくりの基本理念等） 条例制定の目的</p> <p>【基本構想案】 市の特徴（地理的条件、歴史、自然、風土、文化、産業、教育、暮らし、都市形態等） 目指すべき市民自治の都市像 そのために必要となる諸要素（キーワードとなるまちづくりの基本理念等） 条例制定の目的</p>